

香川県丸亀市

※令和2年6月に総務省がご担当者様にヒアリングを行った内容を掲載しています。

丸亀市は、平成23年4月から公文書等の逓送業務に特定信書便事業者を利用して10年目となっています。

以下は、文書発送などをご担当される職員の方からお聞きした話です。

Q 信書便利用の前は、文書等の逓送業務をどのような方法で行っていましたか。また、現在は、どのように信書を送達していますか。

A 特定信書便事業者に委託する以前は、職員が、担当業務の一部として公用車にて約2時間かけて集配業務を行っていました。

逓送は、本庁と2つの市民総合センター、クリーン課、スポーツ推進課の4か所の出先の機関間を、1日1回、午後に出発して2時間で巡回します。取り扱う信書便物は、公文書などです。

Q 信書便サービスを導入することとした経緯を教えてください。

A 事務改善のため、集配業務を委託することに伴い、信書便サービスを導入したものです。

Q 信書便サービスを利用するメリットを教えてください。

A 業務委託については、集配業務に従事する職員の年休等取得時の代替え対応や、職員の労務管理等、公用車の維持管理に係る事務の軽減や経費の削減が期待できます。

また、集配に限定した業務委託のため、安定した必要書類の收受が迅速、かつ円滑に行うことができます。

一方で、特定信書便事業者が少ないこともあり、業者選定にあたっては、苦慮しているところもあります。

Q 信書便事業者に委託するに当たって留意されていることを教えてください。

A 集配する文書などは、非常に重要なもので紛失などがないよう十分に配慮してもらっています。逓送に使用するメールバックは、施錠可能なものを本市が用意し、事故がないように適切に措置しています。

また、信書便を引き渡しにあたっては、確認簿に必要事項の記載や確認印などで確実に行われていることを確認しています。

Q 信書便サービスに今後期待することを教えてください。

A 当市は、平成23年にサービスを導入して約10年が経過しているところですが、これから導入する自治体などもあとうかと思います。今後、信書便事業の需要が増えて普及が進むことによるサービスの多様化や質の向上を期待します。

